

平成27年第4回西郷村議会定例会

議事日程（2号）

平成27年12月7日（月曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

- | | | | | |
|-------|------|-----|-------|-----------------|
| No. 1 | 6番 | 南 館 | かつえ 君 | (P 1 1 ~ P 1 5) |
| No. 2 | 1 1番 | 上 田 | 秀 人 君 | (P 1 6 ~ P 3 7) |
| No. 3 | 1 4番 | 大 石 | 雪 雄 君 | (P 3 8 ~ P 4 9) |

・出席議員（15名）

2番	高橋廣志君	3番	真船正康君	4番	鈴木勝久君
5番	佐藤厚潮君	6番	南館かつえ君	7番	藤田節夫君
8番	金田裕二君	9番	秋山和男君	10番	矢吹利夫君
11番	上田秀人君	12番	後藤功君	13番	佐藤富男君
14番	大石雪雄君	15番	真船正晃君	16番	白岩征治君

・欠席議員（1名）

1番 松田隆志君

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	佐藤正博君	副村長	大倉修君
教育長	鈴木且雪君	会計管理者兼 会計室長	芳賀盛男君
参事兼 総務課長	山崎昇君	参事兼 税務課長	金田昭二君
参事兼 住民生活課長	相川博君	参事兼 放射能対策 課長	藤田雄二君
福祉課長	中山隆男君	健康推進課長	長谷川洋之君
商工観光課長	伊藤秀雄君	農政課長	東宮清章君
建設課長	鈴木宏司君	企画財政課長	田中茂勝君
参事兼 上下水道課長	池田有次君	学校教育課長	高野敏正君
生涯学習課長	鈴木茂和君	農業委員会 事務局長	近藤伸男君

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼監査委員 主任書記	藤田哲夫	次長兼 議事係長兼 監査委員書記	黒須賢博
庶務係長	相川佐江子		

◎開議の宣告

○議長（白岩征治君） おはようございます。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（白岩征治君） 日程に入るに先立ち、議長より諸般の報告をいたします。

本日の会議規則第2条による欠席の届け出は、1番松田隆志君、1名であります。

それでは、本日の日程に入ります。

◎一般質問

○議長（白岩征治君） 本日の日程は一般質問であります。

質問は、通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により一問一答方式で行います。また、質問時間は、答弁も含め1人につき約90分以内を原則とします。

それでは、通告第1、6番南館かつえ君の一般質問を許します。6番南館かつえ君。

◇6番 南館かつえ君

1. 子育て支援対策について
2. 子どもたちの人材育成について

○6番（南館かつえ君） おはようございます。

6番。通告の順に従いまして一般質問をさせていただきます。

1点目といたしまして、子育て支援対策についてですが、ブックスタート事業についてお伺いいたします。

この事業は、1992年にイギリスで始まり、本を通して親子のきずなを深め、小さいころから本に慣れ親しむ機会をつくり出すのが狙いであります。乳幼児健診の際、赤ちゃん向けの本、絵本のリスト、家庭での読み聞かせの方法を紹介したハンドブックの入ったバッグをプレゼントするというものでございます。イギリスでは、子どもがより早い時期に本と出会うことで、情操教育や思考、言語能力、表現力を高めるのに役立つとの調査結果が出ているとのことです。絵本をお母さんが子どもに読んで聞かせる読み聞かせは、親子のコミュニケーションや親子のふれ合いが深まるという効果も出ているとのことであります。

また、あるアンケートの調査によると、ブックスタートを体験することで子どもの読書時間が増加した、ゲーム従事時間が減少するなど、子どもの生活習慣に影響を及ぼすことが示されました。読書は思いやりや共感、漢字の読み書き、想像力や集中力などを高める子どもの発達において、多方面に影響すると考えられております。乳幼児においては、保護者の図書館利用頻度が高まったり、保護者による子どもへの読み聞かせの頻度が高まったなど、結果が出ています。

そこで、お伺いいたします。

我が西郷村では、現在、読み聞かせは実施しておりますが、ブックスタート事業についてはまだ実施していません。本を通しての親子のコミュニケーションができるこ

のブックスタート事業を実施すべきですが、ご見解をお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 6番南館かつえ議員の一般質問にお答えします。

現在、中央公民館図書室では、6～7か月児健診のときにおいて、初めての絵本広場として読み聞かせを主眼に置いたものを実施しております。

本来のブックスタート事業は、議員おただしのとおり赤ちゃん向けの本、絵本のリスト、家庭での読み聞かせ方法を紹介したハンドブックをセットにしたバッグをプレゼントするというもので、現在、県内22市町村で実施しています。家庭教育、読書活動の推進にもつながるものであり、ひいては中央公民館図書室の利用者拡大にもつながる施策ですので、予算の問題もありますが、関係課との協議を行い検討してまいりたいと思います。

○議長（白岩征治君） 6番南館かつえ君の再質問を許します。

○6番（南館かつえ君） 今、教育長からお話をいただきました。

この事業は福島県でも、今お話もありましたが、22の自治体で取り組んでおります。近隣では白河市、天栄村、矢吹町などでも実施しております。大切なことは、お母さんと赤ちゃんが絵本で喜びを分かち合おうというもので、行政が子どもに絵本を無料で配るという運動ではありません。親子が絵本を介して言葉と心をはぐくみ、また地域とのかかわりを持って健やかに育ててほしいと願うメッセージを一人一人の保護者に丁寧に伝えながら手渡すことが重要であります。

今、子どもにどう接していいかわからないお母さんが増えております。このことが児童虐待につながる可能性も否定できません。この事業を実施することによって、少しでも、一歩でもお母さんの励みになればと思いますので、すぐにとは言いません。一日も早く実施していただきますようよろしく願いいたしまして、次の質問に入ります。

2点目、子どもたちの人材育成についてですが、将来、私たちや村を支えてくれる子どもたちに期待をしております。今後、村としてどのように育成をしていくのか伺っていきたくと思います。

先日、総務常任委員会で長野県の下條村に視察研修に行っていました。下條村は人口が4,000人ぐらいで、出生率が1.86人で、2.0人のときもあったそうです。若いご夫婦が子育てしやすい環境が整っているということで評判になり、若者同士の口コミで広まり、現在は若者定住促進住宅が10棟建てられています。医療費は幼児から中学生まで無料化、平成22年からは高校生まで拡大したそうです。

下條村の伊藤村長は、学校教育改革として村づくりは人づくりとしていて、故郷をよく知るにより郷土愛を育てることができると考え、生徒会議会を開催していて、子どもたちに村の課題について徹底的に調べさせ、意見を出してもらい、村もそれに対してきちんと答え、施策に反映させている。このようなことを通じて村の実態を理解し、実社会で役に立つ勉強になっている。そこにもものがあるから見えるのではなく、見ようとするから見えるのである、そのような場を子どもたちに提供していると村長

は言われておりました。まさに将来的なことを考えれば、子どもたちの人材育成ではないかと思いました。西郷村でも、子どもたちに対してさまざまな取り組みをさせていただいております。よい経験になっていると思います。

そこで、今後、子どもたちに対してどのように育成していくのかお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 今後、村として子どもをどのように育成していくかということについてのおただしにお答えいたします。

加藤前教育長は、12年7か月の長きにわたりまして、村の教育行政に多大なる実績を残されました。私はその残されたものを大事にしなが、一つ一つの事業について行っている意味をもう一度考え、実質的な中身を見直しなが、さらに実のあるものにしていききたいと思っております。

また、どうしてもマンネリになりやすいので、マンネリにならないように常に新たな視点を持って、新たな考えや提案を大事にして、よりよい事業にしていきたいと思っております。

これまで、自立と共生という村の教育基本理念に基づき、諸施策を実施してまいりました。私はそれに加えて、所信挨拶でも言わせていただきましたが、子どもがどうしても受け身になる場面が多いので、自主的に学習や生活に取り組むこと、自主性、主体性を持って行動することを大事にしていきたいと思っております。

また、今の子どもたちは、親や先生から言われるからやるとか、自分自身をただすとかという、そういう他立の面が多く見られます。ただ、他立から、みずからが律することができる自立へ向かっていかないと、やっぱりだめだと思います。そうすることによって、人としてより大きく成長していくことができると考えております。

さらに、生涯学習や社会教育の面などにおいても、行政として文化活動やスポーツ活動等に対し、人的、物的面でサポートをさせていただき、子どもたちの意欲や向上心を高めてまいりたいと思っております。

子どもたちがそれぞれの夢や理想を実現し、よりよい人生を送れるよう努力してまいりたいと思っておりますので、ご理解くださるようお願い申し上げます。

○議長（白岩征治君） 6番南館かつえ君。

○6番（南館かつえ君） 今、人材育成について教育長の子どもたちに対する思いを伺いました。将来的に大切なことなので、よろしくお伺いいたします。

次に、今お話ししましたが、下條村の生徒議会のことをお話しいたしましたが、2点目として子ども議会についてお伺いいたします。

子どもたちの発想というものは、とてもすばらしいものがあります。子ども議会は小学校等の児童や中学校、高等学校等の生徒を対象にして行われる地方公共団体の模擬議会です。子ども議会の実施形態や審議内容等については実施する議会で違いはあるものの、議会、行政の意義や仕組みを理解してもらうことを目的に、まちづくりや教育、行政など、児童生徒に身近なテーマについて、一般質問形式で首長や教育委員会に質問、提案するといった形が多く見られるということです。県内でもいくつかの

自治体で実施しておりますが、とてもよい評価を得ているということです。

平田村では、子ども議会ニュースとして平田村子ども議会新聞を発行しています。澤村村長は本番さながらの真剣な答弁を行い、村の将来を担う子どもたちの姿に期待を寄せていたということです。また、古殿町でも、この前に新聞に載っていましたが、中学生議会を行い、同校の授業の一環で生徒に地域の政治に関心を持ってもらうのが目的で開催、生徒たちの一般質問では、町の産業の杉材活用とPR、町のキャラクターやぶさめくんの商品開発などの意見を述べたということです。

いよいよ来年の参議院選挙より18歳から投票ができます。将来的なことを考えて、今から子どもたちに村に関心を持ってもらうことも大切なことです。子どもたちが疑問に思うことは何か、考え方は、提案するには、また実現できるのは等々興味を持ってもらい提案したことが、納得のいく答弁を聞くことによって安心します。もし、それが1つでも実現できたら、子どもたちの自信につながります。

そこでお伺いいたします。

この子ども議会を開催してはどうでしょうか。ご見解をお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 子ども議会についてのおただしにお答えします。

子ども議会は、次の世代を担う子どもたちに自治体の行政や議会に対する興味と理解を深め、生きた学習の機会を提供することを目的として行われています。近隣の自治体の中では、矢吹町で子ども議会が実施されており、町役場内の議場で各小学校代表の6年生児童が子ども議員、子ども議長となり、町長、教育長、関係課長が出席する中で実際の議事進行を行って質問をし、それに対して執行部が答弁を行う形だと伺っております。

現在、村の小中学校では、この議会の形式に倣って自分たちの学校をよりよくするための児童会総会や生徒会総会の取り組みを行っています。また、村内の各小学校6年生児童が参加する合同宿泊学習では、村長さんのわくわく授業ということで、子どもたちと村長が直接対話を行う機会を設けております。さらに、羽太小学校、川谷小学校などの6年生児童が、毎年1回、議会を傍聴させていただき、議会がどのように運営されているかを学ばせていただいております。それらの経験を生かし、子どもたちが身近な問題について考え、それを各学校で検討した後に、学校を代表し、子ども議員として子ども議会に参加し、質問を行ったり、意見を述べたりすることにより、村や行政に対する理解を深めることができるのではないかと思います。

また、議場という特別な場でそのような体験は、子どもたちにとって得がたい体験となるものと思われ、私たちにとっても子どもたちの貴重な意見に触れ、子どもたちの目線から行政を見る機会になると思われれます。子ども議会の実現には、学校や児童生徒の負担増、教育課程上の取り扱い、実施するための時間設定、議会との調整など、多くの問題があると思われれますが、学校と話し合い、検討していきたいと思っておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 6番南館かつえ君。

○6番（南館かつえ君） ありがとうございます。

子ども議会を開催するには、今、教育長もお話しされたように授業時間の問題、開催日はいつにしたらいいか、また先生方の負担もあるかと思えます。執行部と議会との連携をとりながら、できるところから検討していただきたい。

また、西郷村は、この前の県議会選挙でも投票率が最低でした。このことも考え、将来的に子どもたちに今から興味を持ってもらうことも大切なことです。これを検討していただきながら、子どもたちにもよい体験ができるようお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（白岩征治君） 6番南館かつえ君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第2、11番上田秀人君の一般質問を許します。

◇ 11番 上田秀人君

1. スクールバスと生活路線バスについて
2. 小規模修繕契約希望者登録事業について
3. TPP関連について

○ 11番（上田秀人君） 11番、日本共産党の上田秀人です。

通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。

まず、質問の第1点目といたしまして、スクールバスと生活路線バスについてということで伺いたいと思います。

まずはじめに、各小学校でスクールバスを活用されているというふうに理解をしているところでございます。小学校別に、スクールバスを利用されている児童数を各学校別でお知らせいただきたいと思います。

○議長（白岩征治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（高野敏正君） 11番上田秀人議員の一般質問にお答えします。

質問第1のスクールバスと生活路線バスについての質問の小学校別スクールバス利用児童の質問にお答えいたします。

熊倉小学校の場合、追原方面22名、熊倉方面30名、計52名です。小田倉小学校は35名、羽太小学校は2名、川谷小学校で15名となっております。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君の再質問を許します。

○ 11番（上田秀人君） ただいま人数をお示ししていただいたわけでございますけれども、それで2点目といたしまして、徒歩で通学をしている小学生がいらっしゃるというふうに理解をしております。この徒歩で通学している小学生で、最長何キロ程度歩いて学校に通われているのか、その距離数をお知らせください。

○議長（白岩征治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（高野敏正君） お答えいたします。

小学校の徒歩通学で最も遠距離通学児童は、約3キロ程度でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○ 11番（上田秀人君） 約3キロ程度ということで、今お示しをいただきました。子どもの足にとって、3キロというのはかなりつらい部分もあるのかなというふうに思います。

かわって、中学生においてはスクールバスはほとんど利用されていないというふうに思います。多分、距離の長い方は保護者の方の送迎なのかなというふうに思うんですけども、そういったのも踏まえまして、最長で通学距離というのは何キロ程度になっているのか、このこともお示しください。

○議長（白岩征治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（高野敏正君） お答えいたします。

中学生の最も遠距離通学生とは、約9キロ程度でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○ 11番（上田秀人君） ただいま中学生が9キロ程度歩いているというふうな、歩いて

いるのか、今は自転車通学が多いのか、あるかと思えますけれども、悪天候においてもやはりこのような距離を通学をされている。ひどいときには保護者の方が送り迎えしているのかなという、保護者の方にご苦労をかけている部分もあるのかなというふうに思います。

そこで、次に伺いたいと思うんですけれども、いわゆるスクールバスの今後の活用方法について伺いますということですが、現在、スクールバスに関しては学校の通学並びに学校行事等で使える程度というふうに理解をしております。

今、ちょこちょこお話をしている中で申し上げましたように、例えば通学に対してスクールバスを利用されない子どもさん、児童さんがいますよね。こういった子どもさんが、悪天候の場合になかなかバスを利用したくても乗れないというような状況もございまして、今後もそういった限定したようなスクールバスの運行方法を続けていくのか伺いたいと思います。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） 11番上田議員の質問にお答えいたします。

質問の4点目、スクールバスの今後の活用方法について、現在の運行方式を続けるのか、新たな方式を検討しているのかということですが、現在、スクールバスにつきましては、学校の始業時間を考慮し、午前7時ごろに学校を出発しております。現行台数での対応としましては、時間的な制約などもありますので、当面はこれまでの運行方式を維持していきたいと考えております。

また、今後予想されます地方圏における小さな拠点の整備を念頭に置きながら、現在、公共交通ネットワークの見直しに向けた基礎的な調査を実施しているところでございます。

この調査に合わせまして、来年度には地域特性と公共交通の現状整理、各関係機関へのヒアリング調査を実施し、平成29年度からの地域公共交通の運行見直しに向けて、運行ルートや運行ダイヤ、運賃、料金システム、運行形態について取りまとめた交通のマスタープランに当たる公共交通網形成計画の策定を行います。

計画策定に向けた検討を進めていく中で、スクールバスへ一般の方が乗れるのかどうか、またはスクールバス廃止時の新たな代替輸送手段について視野に入れて検討してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） ただいま答弁が、随分先のほうまでいってしまったなというふうに理解をすることでございます。順を追っていかうかなと思っていただんですけども、いわゆる私がまず言っているのは、スクールバスについて、限定された子どもさんしか乗れないというのが今の現状だというふうに理解をしています。それは、いろんな道路交通法の問題とか、運送法ですか、そういった問題とか、あとは補助金の絡み、バスを買うに対して文科省から補助をもらったとかいろんな絡みがあって、その限定した利用というふうに理解をするところはございます。

しかしながら、さきに申し上げましたように、一番長い距離ですと小学生で3キロ、

中学生ですと9キロかけて、今学校に通っているわけですよ。極端な話ですけども、短い距離の歩かないでバスを利用されている児童さんもいる。長いから偉い、短いからだめだよというわけじゃないんです。実際、そういうことを言うつもりはないんですけども、先ほどちょっと申し上げましたように、悪天候、いわゆる嵐が来たとか、大雪が降ったとか、そういうつらいときにも子どもさんは小学生で3キロ、中学生で9キロかけて通っている子どもさんがいるよと。しかしながら、その一方で、本当に1キロ弱ぐらいの距離をバスで移動されている子どもさんもいらっしゃるというような話も聞いているんですよ。そういう不公平感があって本当にいいんですかということで、これは早急に見直すべきですよということをもまず申し上げたい。そのことに対して、まず答弁をいただきたいと思います。いかがですか。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） ただいまの上田議員さんのおただしにお答えします。

議員さんご指摘のように、不公平感といううか、そういうものがあるというふうなお話ですが、本当に悪天候、大雪等の場合には、実際学校は休校になったり、そういうふうになることがあります。

スクールバスにつきましては、運行規定等に従って今行っているもので、そういう場合に臨機応変にそういう子どもを乗せるということは、ちょっと難しいものと理解しております。

なるべく子どもたち、私は適切な距離ならば歩いて学校に来ることが健康上、好ましいと思いますが、現状、親の送り迎えが多いというのがどこの学校でもありますが、スクールバスの利用ということについて、悪天候時に不特定多数の子どもたちを乗せるということについては、ちょっと今のところは想定しておりません。ご理解いただきたいと思います。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 今、答弁をいただいたわけですけども、悪天候の場合、学校が休校になる場合もあるということは理解をしております。しかしながら、登校した後に突然激しい夕立があるとか、突然ゲリラ豪雨があるとか、そういった場合に、子どもさんたちが小さな傘を広げて歩いている姿を見ていると、本当にこれでいいのかなと思うところがあるんです。そのためにも、やはり規制緩和をしていって、乗れるような体系をとるべきじゃないかなというのが、私の親としての1つの思いでありますので、早急に検討していただきたいなというふうに思います。

あとは、学校の統合問題の絡みで既得権益みたいなのがありますよね。いわゆる熊小の話をするれば、50年前程度に学校が統合したと。それをそのときの約束でスクールバスを運行しますよということが、いまだにずっと引きずってきている。そのことをいつまでも行政も引きずる必要があるのかなと思うんです。そこをやはり、決してスクールバスをやめるとかというわけじゃないですよ。誰でもが使えるような、そういうふうなオープンな形にするためにも、そういう既得権益に対しても、行政がやはり手を入れるべきではないかというふうに考えて質問しているわけでございます。

続いて、先ほど企画財政課長のほうから答弁のほうが先に進んだ部分がありましたけれども、高齢者の公共交通機関に対して、現在運行されている生活路線バスについてですけれども、この場においていろいろな質問を行ってきた経緯がございます。さらには同僚議員からも、同種の質問がなされているというふうに理解をしております。

それで、今後の村の基本方針はどのようになっているのか伺いたいというふうに考えているところでありますけれども、先ほど検討委員会を立ち上げて検討するという答弁をされていたわけですが、そのような理解でよろしいでしょうか。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

現在、計画策定に向けまして基礎調査を実施しているところでございます。来年度、総合的な公共交通の計画づくりをしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） ただいま、基礎調査をしていると。それで来年度に向けて、さらに調査をしていくというような答弁でございました。

今の答弁を聞いて、課長はこの4月から担当課に移られたんでいたし方ないのかなと思うんですけれども、いわゆるこれが行政の貧困なのかなと今思ったところであります。この問題を最初に取り上げたのは、平成18年の第1回の定例会なんです。ですから、もう10年近くたつわけですよ。当時から、私はこのような話をずっとしてきたわけですよ。ですから、この10年、村の対応は何ら変わっていないというふうに理解をするところでございます。

この平成18年というのは、障害者や高齢者の方の移送サービスについて、10月1日付で道路運送法が改正された年なんです。その以前というのは、平成16年に構造改革特区制度が生まれて、平成17年に同法第80条の第1項のガイドラインの運用として行われてきた。これが、なぜこういうふうな改正が行われたかということは、道路運送法に違反しているんじゃないかと、いわゆる福祉有償運送ですか、そのことに関して違反しているんじゃないかということがあって、平成16年の構造改革特区があって、平成17年に同法80条、今は変わりましたけれども、第1項のガイドライン運用において暫定的にやってきたわけですよ。現在は、その道路運送法の第78条の第2項に規定されている自家用有償運送1類型として位置づけられているというふうに理解をしているんです。ですから、この10年間、村は何もしていないと言っても過言じゃないと思うんですよ。

それで、さらに伺っていききたいと思うんですけれども、現在、西郷村内において、道路運送法第78条に基づいて移送サービスを行っている方がいらっしゃいます。業者の方がいらっしゃいますよね。社会福祉協議会を含め、介護サービスを提供している事業者の方が行っているというふうに思います。この福祉有償運送を行うときに、登録申請が必要となっております。それで、移送サービスを行っている方においては、白河地方福祉有償運送運営協議会に加盟していると理解をしているところであります。

そこで伺いたいと思いますけれども、この協議会を通じて、または直接でも、村とどのような協議をされているのか、まず伺いたいと思います。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 上田議員の質問にお答えします。

福祉輸送の問題ですね、言われたように規制緩和ということで出てきました。やはりこれは介護保険制度を使うとか、やっぱり交通弱者で、なおかつタクシー等では高過ぎるということで、もう少し参入する人がいないのかということを考えて、通常のタクシー運賃よりは安く、かつこの協議会に加盟する者は、西郷村には、おただしのとおり福祉協議会、それから甲子の里、その他ありますね。それらが加盟してやっております。

ここで問題になりますのは、やはり運輸局です。国土交通省、これまで免許をちゃんと取って、そしてお金をとって、その業に携わる者については厳しく、安全その他についてやってきたわけですが、これでは今のおりなかなかその恩恵にあずかれないと、高いといったものがあって、これは保険適用できないかどうかということを考えてということです。運輸局は、そういう意味で言うと限定的に許可をせざるを得ないという立場でやっております。なるべく増やさないでほしい、なるべく料金は高く、安過ぎては困るという部分もあるわけですが、ただ運営するほうも、やっぱり業として行っている部分がありますので、この（聞き取り不能）は安くしたいということでやっているわけでありまして。

介護保険適用、その他ということで出てきますので、これはやるもの、あるいは新しい法令、今言われた部分について順守できるかどうかという観点から、限定的にこの許可をしてやっているというのが、この福祉有償運送協議会の中身でございます。私は今、市長が会長ですが、私は副会長をやっていますので、そういうことでいろいろやっているところでございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 私が聞いているのは、白河地方福祉有償運送協議会とどのような協議をされていますかということを知りたいんです。というのは、こういうできた経緯を今お話ししましたけれども、高齢者、あとは移動困難者と言われる方、あと障害者の方、この方たちが自宅からどのように移動できるか、スムーズに移動できるか、このことを目的として道路運送法が改正されたり、そしてさらには福祉有償運送協議会を立ち上げなさいよというお話があったと思うんです。

そういった中で、西郷村を見ていると、介護に該当する方、この方だけの福祉有償のみが先行しているというふうに、私、理解するんです。それはそれで必要なことなんです。しかしながら、そのほかに移動困難者と言われる方、この方たちに対しては協議会と村はどのような協議になっていますかということを知りたいんです。いかがですか。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今のは介護保険を使うかということもありますが、それ以外にも、

やっぱり高齢の単独世帯とか、そういったこともあって新しい移動手段をつくりましたですね。こういったことも含めて、各分野で手落ちないようにと、弱者をどう運送の用に供していくのかということを考えてやっているわけでありますので、今の有償もその部分、それから送迎のタクシー、こういったものをやったりということで、隙間がないようにというふうにやっているところでございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 隙間がないようにやっているということはわかった。では、その内容的にはどういうふうな話をされているんですかということなんです。いわゆる、その隙間がないようにということであれば、我々議会のほうから、私も含めて多分4人の方がこの生活路線バスとかの絡みで、デマンド交通システムのお話をしていますよね。ということは、隙間があるから、我々議会議員がこの場でこういう話をするようになっていると思うんですよ。ですから、隙間がないようにお話をされているということなんですけれども、それはどういった話をされているのか、まずそこをもうちょっと詳しくお聞かせください。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） どういった話ということですか。

1つは、生活路線バスが今話に出ましたね。それから、このスクールバスもそうです。それから今の福祉輸送もそう。それから、先ほどの高齢化している方々の送迎のシステム、これもそうですね。それからデマンドバス、これは要望が出ました。同時に病院、その他の運行形態があります。

今、企画財政課長が申し上げましたのは、そういったことが連携する方法はないのかということテーマにしているわけであります。これは公共輸送機関、今やっている福島交通でやってもらっているものについては、やはりなかなか対応し切れない部分がある。もちろん向こうの費用もかかっている、あるいは運行の難しさについても聞いています。こういったものが、ひとつ集約できないのかなということが大きなテーマであります。

それで、これまで10年間何をやってきたのかということでありまして、いろいろこの検討をしてきたわけであります。公共輸送機関としての福島交通が、ずっとこれからもサービスにお応えできるというふうには、なかなか難しいだろうという気がします。これはやっぱり自家用車、あるいは軽自動車、そういったものが増えている。あるいは、それがもう日常的になって、先ほどの雨の日とかについてはやっぱり親が送っていったりしますということもあります。だんだんこれが核家族の進行とか、あるいは地域的なバックアップをできない部分がある。それをどうするかというふうになって出てきていますのが、議員おただしのデマンドとか、そういったことだろうというふうに理解をしております。

では、今あるこれらの5つ、6つのものがどう絡み合っていけば、うまくそういった隙間がないような対応ができるのかというのがテーマであります。これは日本全国、やっぱりコンパクトシティとか、いろんな需要にどう応えていくかと。それと料金

の問題、どこまで行政が介入していくのかといった問題が絡んでおりますので、これはやっぱり運輸局のこれまでのナンバーの交付の要件、その他とも関係はしてきます。やっぱり一番問題になりますのは、なかなか今のままのばらばらでいいのかという議論もありますので、そういった検討をしているということを今やっているわけであり

ます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 質問をちょっと変えます。

では、この福祉有償運送協議会というのは、各自治体、1つの市町村単位で設置するのが望ましいと、することになっていると言えればいいのか、というふうに指導を受けているというふうに思うんですよ。しかしながら、その地域の経済圏や交通圏の状況を踏まえて、複数の市町村で共同設置することも可能だというふうになっていると思うんですけれども、これを私は原則としての1つの市町村単位として切りかえをすべきじゃないかというふうに考えるわけです。というのは、あまりにもその内容が違い過ぎますよね、白河市と西郷村の場合。

そういった中で、白河市も大信地区とかいろいろありますので、似たようなところがあるのかなと思うんですけれども、やはり原則に基づいて、1つの市町村単位としてやるべきではないかと思うんですけれども、そのことに関してはどのようにお考えになりますか。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） もちろん1つの自治体でやっているところはいっぱいあります。

ただ、広域圏において介護保険の認定については単独よりも合同でやったほうがいい、件数の問題、それから公平性の問題、あるいは医師の確保の問題、あるいは判定する人の問題ということでやってきた。

当然、そうしますと、加盟する9つの自治体ありますので、独自でやれるところ、もちろん大規模になればできると思います。ただ、小さいところと、それから需要の多いところ、いろいろバランス的にはありますので、いろいろ考えて合同でやったほうがいい。そして広域圏の中に判定会議を求める、つくる。あるいは、この運行についての、もちろん申請の内容はばらばらであります。値段の問題も違うところもありますし、内容も違いますが、それは合同でやったほうがいいという判断に基づいてやっているところでございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 介護の認定と福祉の移送サービスの協議会というのは別だと思

うんですよね。それが今の答弁を聞いていると一緒になっている。ですから話がぐるぐる同じ話になってしまうのかなと思うんですけれども、先ほども言いましたように身体障害者や高齢者など、介護認定以外の方で移動困難者も踏まえての有償移送サービスだと思

うんです、福祉有償移送の協議会だと思

うんですよ。そのことが何か一緒になって考えられているんで、その部分から離脱しないと、ちょっと足を一步踏み出さないと、私らが言っている高齢者の生活路線バス、デマ

ンド交通システムとか、そ

の部分に気持ちの切りかえができないんじゃないかなと思うんですけども、その部分はもう一度確認します。いかがですか。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今の交通弱者と言われる部分の福祉移送の利用者は限定されております。それはそれでいい。ただ、隙間がないように弱者について対応しようかというふうになりますと、先ほど言っているようにデマンドという形が一番、デマンド、サプライ、両方ありますので、それが一番わかりやすいわけです。

ただ、行政として今やっているものをどう、ばらばらでいくのかと。10年間、今のままでやってきたということでもありますので、それがいいかどうかを考えた場合には、やはり今度、行政全体の歳出の問題と絡んできますので、それが一番効率的というか、あるいは住民ニーズに合ったもの、そういったものを考えていくためには、やっぱり全部1回整理してみる必要があるだろうということから、今、並列にずっと並べたわけでありまして。

それで、介護は介護で独自にやったらいいのかということもありますが、やっぱり有償の協議会を開きましても、運輸局を呼んで、あるいは学識経験者のいろいろ委員がおります。その意見を聞くにつけても、やっぱりこれはばらばらというのものもあるでしょうが、今のやり方についてもそれほど遜色はないという実態だと思っております。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 繰り返しになりますので、質問を変えます。

私が先ほど、10年間何もやっていないと言ったのは、いわゆる10年前に私がこの場で申し上げたように、その当時、デマンド交通とかいろんな話をしました。当時私が使った言葉で新多目的交通システムという話をした記憶があります。多分、村長も覚えていらっしゃると思うんですけども、要するに多目的に交通機関を利用しましょうよと、それはいわゆるお年寄りや障害者とか、そういう方だけじゃないいろんな方が利用できる、それこそ先ほど言ったように子どもさんから、小学生から高校生までの子どもさんも踏まえて、いろんな方が利用できるようなバス体系を構築すべきじゃないかということでお話したんですよ。そのことを申し上げて、10年間村は何もしていないですよねということをお話申し上げた。

結局は、先ほど答弁ありましたように、公共交通機関の調査、ODA調査、利用者のアンケート、公共交通に対する住民アンケートを実施する、これは前回、鈴木勝久議員の中で答弁されていますけれども、10年前も同じような答弁だったというふうに私、理解しているんです。だから、この10年間というのは一体何をやってきたんだということなんです。そのことに対して、じゃ、もう一度お伺いします。何をされてきたんですか。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 路線バス等については随時いろいろ運行状況、あるいは人数、今乗車人数がまた回復している、4万人から5万人に、といった実態もある。あるいは、各家庭の自家用車保有率も上がってきた。あるいは免許を持たない人、このスクール

バスの話も出ましたけれども、あるいは今介護を必要な人、いろいろ出てきましたが、そういった組み合わせといったものがないかということはずっと考えてきたわけです。

それで、これはというのについてはまだ到達しておりません。これは、やっぱり他市のほかの状況があります。小高町の問題、中島村の問題、いろいろ話がありました。それがうまく機能しているかどうか、なかなかそううまくいっていないといった部分もあります。でも、始まればそう簡単には撤退とか、やめるわけにはいきませんので、そこはちゃんと話を詰める必要があるだろうというふうに思っているところでございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 検討してきたとか、いろんなお話ありましたけれども、私は本当に、もうこの10年間というのは空白の10年だと思うんですよ。この10年間に、村民の方で移動困難者と言われる方たち、子どもさんも踏まえて、さまざまな苦勞をさせてきているというふうに理解をする。これまでいろんな方から意見が出されてきているわけですよ。それらを踏まえて、村は早急にこれは対応すべきだなというふうに思うんです。

思い返せば、約10年前からというお話をずっとしていましたが、当時、バス事業者のいろんな問題があったりしましたよね。そういった問題も抱えながら、村は本当に、ただ時の流れを見つめるような感じでずっと来ちゃったというふうに思うんですよ。本当にそれで大丈夫なのか。具体的にどういうふうに進めるべきなのかという素案みたいなのも一切ないんですか。先ほど答弁あったように、前回の鈴木勝久議員の質問に対しての答弁にあったように、基礎調査やODA調査、アンケート調査、そういう考えでしか、今ないんですか。そこからもう一度始めるということなんですか。伺います。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 既設というか、現在ある制度をやっぴり変えていく、どういった形がいいのか、果たして一番いい形というのが出てくるのかどうか、あるいは現行を温存しつつ変化球になるのか、なかなか難しいです。やっぱりそのためには、現在のことと、それから本当に将来がどう変化していくのかということをお合わせるということが必要ですので、それはずっと考えて検討しているということでございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 10年間検討されて結局答えが出ていないということは、何もないということというふうに理解をしてしまうんです、申しわけないですけども。先ほど申し上げましたように、スクールバスについては子どもたちがきちんと利用できるような、そういう体系を整える、このことを早急に検討していただきたいというふうに思います。

それと、前回の同僚議員、鈴木勝久議員の質問に対して、健康推進課長の答弁の中でSTS、スペシャル・トランスポート・サービスについてお話がございました。こ

れに関してですけれども、現在、社会福祉協議会で使用しているデイサービスセンターで使っている送迎用のバス、このバスをいわゆる道路運送法の4条申請によって、日中、デイサービスの送迎がない時間、それ以外の時間というのはバスが遊んでいきますよね。こういったものを使用して、いわゆるデマンドとか交通弱者のための運行体系をとるような考えはございますか、伺います。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今のところ、福祉輸送の自動車として認定されているものではありません。ただ、実態としてあいていると、それから可能性があるというものについては、おただしのおりそれを使う選択肢もないわけではないと。したがって、この検討材料に入ってくるというふうに思っております。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 検討の材料の1つだということで、検討していただけるのも1つの答弁なのかなというふうに理解をして、デマンド型方式について質問に入っていきたいと思います。

これまでも申し上げてきたとおりでありまして、デマンド方式というのはやはり必要な部分だなというふうに思います。しかしながら、さきに村長の答弁の中で、いわゆる経費の部分もあるよということを心配されていると思うんです。そうですね、確かに。ワンコインで使えるようなバスをつくと、やはりそのバスを維持する経費、いろいろかかりますよね、人件費もかかる。そういったものを、じゃ、どういうふうに賄っていくんだという部分で、始まったらやめられないということで心配されているというふうに理解をするんです。

では、もっと内部のお金は内部で使えて前からよく言っていますよね、私。村のお金は村の中で使いましょうよと。その使うお金はどうするんだといったときに、外部の方からお金を落としていただくようなことでやりましょうよということで、お話ししたことがございます。

それで、バスといえば、やはり連想するのは観光バスの部分も出てくるのかなというふうに思うんです。観光行政との組み合わせということで、これも以前お話ししたと思いますけれども、ここ数年来、新幹線利用をされて観光に来られる方が多くいらっしゃる。これは観光行政の中でもお話ししましたけれども、首都圏から新白河駅で降りて、チャーターしたバスで西郷を抜けて会津方面を回って、1泊観光をしていただいて郡山に行って、郡山駅から新幹線で首都圏に帰る、この逆のコースもあります。

そういった意味で、いわゆる新幹線利用した観光客というのは今は増えてきている。そしてさらには、西郷においては自転車を愛用されている方も増えてきています。そして、全国的にもこれは増えていきますよね。この西郷においては、バイシクルレースをやりましたよね、夏に。ああいった形で、自転車を利用されている方というのは今増えてきている。そういった方をいかに取り込んで、バスに巻き込んでいけるかというところだと思うんです。ですから観光客と、いわゆる地域の方と一緒に乗れるようなバスをつくってはどうか。そして、そのバスも自転車も積めるような、そういう観光

バスを路線的に走らせたかどうかということを以前にも申し上げましたけれども、その考えに対してはどのようなお考えか伺います。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） お伺いは、この前から聞いております。

それで、この運行実態で、現状はJRの「びゅうバス」ですね、今申されたのは。当然予約制で、そして新幹線と連動するというのもあって、その中に今おっしゃられた自転車の部分も入ってくるんだろうと思います。やっぱり観光は産業で裾野は広い。あるいは、人間生きるためにはどこかでそういった英気を養う部分といったことがありますので、この西郷村がその場所についていいところだというご評価をいただいている部分があります。

今の、同時に同じ運行で利用できないかということになってきますので、この主体の問題も1つあります。事業主体、西郷村としての村が行政として補助事業者になるのか、あるいは運行の当事者になるのか、あるいはその中間とかいろいろありますが、言われた部分につきましては、やはりこれまでは福島交通は株式会社の運行、公共交通を国の補助をもらって、あるいは村も補助をしている。あるいはデマンドは、地域商工会とか、あるいはもっと別な主体が、あるいは観光協会が、いろんな主体の問題がありますね。最終的に、ずっと分離したものが統一できるのかと、要するにどこが運営主体、運行主体になっていくのかということを経験する必要がある、大きな問題であります。

分離するのか、統合するのか、あるいはこれまでどおりになってしまうのかということも含めて、やはり産業としての観光は当然、人の移動手段でありますので、電車で来てレンタカーを運転できない人はバス、そういった選択になりますね。そういったことを利用すべきであるという点は貴重な意見だと思っておりますので、今の検討の中の項目として当然入ってくる項目でありますので、それも含めて幅広い議論をしていきたいというふうに思っております。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） ただいま答弁をいただいたわけですが、事業主体どうのこうのとか、いろいろお話ありましたよね。村が直接やるのか、業者に委託するのか。

10年前のことをまた今ふと思い返してきたんですけれども、私、当時、中島村のほうに出向いてデマンド交通システムについていろいろご教授いただいたわけですが。当時担当されていた方、カワラキさんという方だったんですけれども、商工会に属されていた方です。もと自治体の職員で、もともとは議会事務局長をされたりしていた方なんですけれども、非常にいろいろ教えていただいたのを思い返したんですけれども、西郷さんだったらすぐできるでしょうということでお話しいただいたんです。というのは、中島村さんではなかなか業者さんが少ないと。それで、商工会が中心になって、いわゆる地元の運送会社をお願いをして運行させているようなお話だったんですね、当時は。ですから、その方から言わせれば、西郷村さんは業者さんがいっぱいいるわけですから、すぐできるでしょうというお話をいただいたのを今思い出した。

そのことも、多分10年前に話したと思うんです。そのことがいまだに変わっていないというのは非常に残念だなと思うんです。

それと、嫌みたらしい話ばかりなんですけれども、先ほど言いましたように新白河駅でお客さんを待ち受けする、届けて降ろす、2つの路線があるよという話をしましたよね。1つのバス会社は福島市のバス会社なんです。もう一つ、新白河で受けるバス会社さんは、矢吹町のバス会社さんなんです。そう考えると、もったいないなと思いませんか。いわゆるお金になる部分が新白河駅のところにあります。それが、ほかの自治体の会社に持って行ってしまわれているというのが今の実情です。ですから、福島交通も必要です。そのほかに業者を育てていく必要もある。そのことによって、さまざまな多面的に利用できるバスを早急に私は整備すべきだというふうに思うんです。そのことが、いわゆる先ほどから申し上げている交通弱者と言われるお年寄りの方、障害を持たれた方、子どもさんたち、その方たちの移動手段につながって、その方たちの生活が守られるのであれば、早急に村は対応すべきだというふうに申し上げて、次の質問に入りたいと思います。

次の質問といたしまして、小規模修繕契約希望者登録事業についてということでございますけれども、これまでに村が発注した事業数を年別に、事業の内容とともに金額もお示しいただきたいというふうに思います。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） これより11時20分まで休憩いたします。

（午前10時59分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午前11時20分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

11番上田秀人君の一般質問に対する答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） 上田議員の質問の第2の1点目、村が発注した小規模修繕に関する事業数、それから金額についてお答えいたします。

平成23年度からの数字になりますが、平成23年度は発注件数が64件、金額が890万6,340円です。平成24年度が発注件数69件、金額が566万9,557円、平成25年度、発注件数86件、金額が730万154円、平成26年度、発注件数87件、金額が950万6,966円となっております。

発注内容につきましては、庁舎、改善センター等の修繕、また村営住宅等の修繕ということになっております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） ただいま担当課長のほうから発注件数並びに金額等々、ご説明、答弁いただいたわけですが、さらにそこでちょっと伺いたいと思うんですけれども、いわゆるこの事業の目的として、村が発注する小規模な修繕について、村の業

者さんの受注の機会を拡大をして、それを経済の活性化につなげるということを目的として始まった事業だというふうに理解をしております。当初、この事業というのは30万円で始まったというふうに理解をしている。現在は50万まで引き上げられたというふうに理解をしているところでありますけれども、いわゆる近年の経済状況などを鑑みれば、もう少し上限金額の引き上げをしてもいいのではないかと考えるんですけれども、その部分に関してはどのようなお考えか伺いたいと思います。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

上限額の50万円についてでございますが、これは地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定により規則で定める随意契約による予定価格の限度額が、西郷村財務規則により50万円となっているため、この額に設定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 財務規則で50万円ということで決まっているんだということなんですけれども、いわゆるその財務規則を見直しをかけて、もう少し枠を広げてはどうかという意味合いなんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

50万円を超えますと、今度は工事という扱いになってまいります。そうしますと、書類等の提出など事務手続が煩雑になったりということもございまして、現時点では上限額を引き上げるというのは難しいのではないかとというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 50万円を超えると工事ということで、書類の手続等々いろいろ問題が出てくるというお話でしたけれども、それでは、例えば1つの事業が50万円を超えるものに関して分割をして発注するとか、そういうふうな、いわゆる村の業者さんがもっと受注しやすいような形も、ちょっと仕組みを考えるべきではないかと思うんですけれども、そのことに関してはどのようにお考えになりますか。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

議員おただしのおり、分割につきましては、できる限り小規模事業者が受注しやすいように実施可能か検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 検討していくということで、前向きの考えなのかなというふうに、担当課長は前向きに考えていただけるのかなというふうに理解をするところでございます。

この小規模修繕契約希望者登録事業についてということなんですけれども、これもやはりこの場で業者の方からの声をいただいて、質問で取り上げをし、そしてさらにはその事業者の方と村長さんとお話をさせてもらう、担当課とお話をさせてもらうということで、この事業につながってきたというふうに理解をしております。当時かわった業者の方と近年お話をさせてもらうと、なかなか手続が面倒で嫌だと、写真を撮る、書類をつくる、その手続が大変なんで、なかなか手を挙げづらい部分もあるよというお話がありました。

ですから、その部分に関しても、やはり今答弁の中にもあったように、いわゆる工事手続になると複雑な手続が必要になるよというお話でしたけれども、その部分に関して村として、行政として、いわゆる業者さんたちを育成するために側面から支えられるような、変な言い方なんですけれども、そういう手続を簡素化する、さらには側面から支援をできるような、そういう組合組織みたいなものをつくるようなお考えはございませんか。伺います。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

そのような方法も可能かどうか、そのことも含めまして検討してまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 検討していただけるということで理解をしたいと思います。

それと、この小規模修繕契約希望者登録事業について条件がございますよね。いわゆる村税をきちんと納められている業者の方に限ると、事業者の方に限るという項目がありますよね。要するにいろいろな事情があつて、きちんと税金を納めることができない、納めるのが遅れてしまうことによって、この登録事業に参加することができない事業者の方もいるのかなというふうに理解をするところがございます。

これは反対に、先ほど言いましたように、村が発注する小規模な修繕について受注機会の拡大を図って村内経済の活性化を図るということであれば、その部分は項目を外してもいいんじゃないかなと思うんです。仕事をしていただく、そして収入を得てもらう、その中からきちんと税金を納めてもらう、そのサイクルを構築すべきではないかと考えますけれども、いかがお考えになりますか。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

ちょっと即答はできません。あわせて検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 検討すると。非常にこれは難しい問題だと思います。非常に複雑に絡んでくる部分もございます。しかしながら、先ほど申し上げましたように、いわゆるこの事業の目的、村内の事業者の方が受注機会を拡大して村内経済の活性化を図る、ここに特化をすれば、きちんと前向きに検討すべきだなというふうに申し添え

たいと思います。

続いて、住宅リフォーム関連についてということで伺いますけれども、いわゆる村独自の助成制度を設けて、この小規模修繕事業と、あとはさらに今村が実施している高齢者にやさしい住まいづくり事業、そしてさらには介護保険事業の中における住宅改修事業、これの兼ね合わせによって、いわゆる村内の業者の方の受注を増やしてはどうかということを考えます。そして、そのことによってさらに介護予防、介護状態の進行を抑える、このことにつながられるのではないかと考えますけれども、いかがお考えになりますか。

○議長（白岩征治君） 建設課長。

○建設課長（鈴木宏司君） 11番上田議員のご質問にお答えいたします。

小規模修繕につきましては、登録されている業者さんは村が発注する修繕につきましてお願いしている状況でございます。村営住宅や定住促進住宅の修繕、またそれらの退去時における補修関係、こちらのほうをお願いしている状況でございます。

今後も登録されている業者さんを発注できるように十分考慮したいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 村が発注した事業ということで今答弁されたんですけども、いわゆる村の事業として組み入れればいいんじゃないかと思うんですよ。言っている意味わかりますか。いわゆる目的がそれぞれございますよね、高齢者にやさしい住まいづくり事業、介護保険における住宅改修事業、要するに介護状態にならないように、介護状態になった方がさらに進行しないようにということで助成制度が行われているわけですよね。これはそれぞれ20万円、合わせると40万円、自己負担分があるので36万円となりますよね。この金額だと、いわゆる段差の解消、手すりの取り付け、おトイレの改修とかってありますよね。しかしながら、一番人がリラックスできるお風呂の改修となると、なかなか難しい部分が出てくる。だから、この部分にも手をつけられるように村独自の助成制度を設けて、いわゆる村が事業主となってやることは検討すべきなんじゃないかと思うんですけども、いかがですか。

○議長（白岩征治君） 建設課長。

○建設課長（鈴木宏司君） お答えします。

高齢者にやさしい住まいづくり事業、それと耐震改修関係で事業等の立ち上げをしてございます。私どもで、例えば高齢者にやさしい住まいづくり事業につきましては、どうしてもケアマネさんとかという方たちが、アドバイスのいろいろご意見を協議していただけるような形になりますので、必ずしも全て村内の登録されている業者さんという形にはなかなか難しい状況があると思っております。

ですから、私どものほうでは、そういった形で登録されている業者さんがかなりの数になりまして、業者さん間でそれぞれ連携を図りまして、1つはある程度の団体を立ち上げていただける方向であれば、ご相談していただいた段階でそういった団体のご紹介ができるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 今、答弁をいただいたんですけれども、いわゆる団体の立ち上げということでお話が今ありました、最後の部分で。これは団体を立ち上げていただいて今課長は答弁されていたんですけれども、私は逆だと思えます。行政がその団体を立ち上げを育成すべきだと思えます。それによって村のお金、先ほど言いましたように、村のお金というのは村の中で環流させましょうよということていくべきじゃないかなと思えます。

それで、高齢者にやさしい住まいづくり事業とか、介護保険における住宅改修事業の内容を先だって担当課のほうにちょっとお話を聞いたんですけれども、いわゆる住宅を建てました。その建てた業者さんに改修をお願いするのが、今大体多いですねということなんです。というのは、自分の家を建ててくれた大工さんですから、どこがどうなっているというのは十分わかるから、安心して頼めるというのがあると思えます。しかしながら、それが西郷村の業者さんであればいいんですけれども、先ほど言ったように他の市町村の業者さんですと、結局は村のお金が外部に行ってしまう。それでは、この事業の本来の目的につながらないんじゃないのということなんです。

ですから、ちょっときつい部分もありますけれども、いわゆる村の業者さんであればこういう助成制度を受けることができますよと、それによって村を経済的に発展させることができる、そして利用者の方においては介護状態に陥らないような予防策が講じられますよ、介護になってしまった方はそれ以上進行しないようになりますよ、そのことによって、住んでいる方は平常な生活が保てるということで安心ができます。そしてさらには、村においては介護保険に伴う費用の捻出も抑えられるんじゃないかということで、二重、三重の効果があるんじゃないかと思えますけれども、いかがですか、伺います。

○議長（白岩征治君） 建設課長。

○建設課長（鈴木宏司君） お答えいたします。

議員のおっしゃられている意味につきましては、十分理解をしております。ただ、どうしても高齢者にやさしい事業、それとあと住宅改修等につきましては、どうしても申請者が住宅の所有者という形になってございますので、私どもにご相談があつて、あとそういった団体、小規模登録の方がこういった方ですよということのご紹介はできると思いますが、選んでいただけるのはどうしても住宅の所有者という形になりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） これ以上、課長は答弁難しいだろうなと思えますので、そういう枠いっぱいの制度をきちんと整備をすべきだなというふうに申し付けたいと思えます。そのことを十分に検討していただきたいなというふうに思えます。

続いて、質問の3点目といたしまして、TPP関連についてということでございます。TPP、環太平洋経済連携協定についてということでございますけれども、今年

の10月にアトランタ閣僚会議で大筋合意に達したというふうに報道がされました。11月において協定本文の暫定版が公表されて、その内容について私らも見ることができたわけであります。このアトランタ閣僚会議で日本の対応は、いわゆる決着することを目的として、他の参加国からよくそこまで譲れるねと言われるほどの譲歩を重ねてきたというふうに報道がされています。国会決議の農林水産物で重要品目は除外や、TPP交渉において守るとした食の安全、医療、自動車などの非関税措置についても、同じく譲歩した内容であるというふうに理解をしているところでございます。

今、いろんな簡単に申し上げましたけれども、これが抱える問題についても国民に対して十分な説明もないままに、国会を開けという要望に対しても国会を開くこともないままに、アメリカ追従の考えで推し進めようとしているというふうに私は理解をしているところでございます。

このようなTPP大筋合意について、村長はどのような考えなのか伺いたいと思います。またその考えについて、どういう理由でその考えをもたれているのかお示しください。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） お答えいたします。

大筋合意の報道、あるいはテレビ等については、議員が申された報道もなされております。前からTPP、わかりやすく言うと、小学校、中学校から社会科の勉強で習っているというこの資源小国、技術立国の日本において、世界に雄飛するためにということを考えてきたと。しかしながら農業といったもの、あるいは国内産業の育成、あるいは強化については、時間がかかったり、いろんな条件がありますので、これらについてはやっぱり十分に注意をしてやるべきだということを前から申し上げているところでございます。

臨時国会を開かなかつたり、あるいは説明がなされない、あるいはアメリカのヒラリーさんが反対しているとか、いろんな問題があつて、では、どのようにいくのかという心配もありますが、まずは国内においてどう対応していくかということが先決だろうと思っております。

私は、まずどういう考えを持っているのかということですので、前にアンケートがあつて、新聞を皆さんもごらんになりましたよね。基本的には、どちらかということなので丸を付けたという部分があります。今、この西郷村の産業、あるいはいろんな事情を考えますと、やはり農業をどうやっていくかという大問題、これは主要5品目負けたということも、私はそう思っているところがあります。しかし、今度、輸出産業に目を転ずれば、やはり西郷村の産業、あるいは就業構造、あるいは家庭内における就業率、これを見ますと、なかなか一律には言えない事情がある。

1つは、やっぱり就業構造ですが、平成22年度時点の数字では第1次産業が7.4%、第2次が39%、第3次が53%。農業販売額については、詳しいのはありませんがいろいろ推計してみますと、米、あるいは畜産が西郷村は両巨頭であります。その他を入れますと、約20億円オーバーと。対しまして、工業出荷額はその

100倍、2,000億円というふうになっております。また、卸小売りの第3次ですが、250億円オーバーというふうになっております。これらが就業構造でありますので、やはり政府見解の工業製品の期待等がいろいろあります。そういった意味を背景に持っている村だというふうに私は思っております。

ではということで、報道にもありますように、この発動によっては農産物はいろいろありますね、16年、21年。あるいは率の問題、いろいろあったり、あるいは緊急輸入とどう比較するかという問題もあります。やはり輸入が増えてくる、国内農産物は割を食うという姿は当然今わかるわけありますので、これらの基盤の強化といえますか、法整備や支援のやり方について、やはり早急な対策を講じるべきだというふうに思っておるところでございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） ただいま答弁をいただいたわけですがけれども、どちらかというところと賛成であるということで、これは以前にもTPP問題でお話をさせてもらったときに、やはり村長は同じ考えだったなというふうに今思い返したところなんですけれども、その理由としては、本村においては2次産業が2,000億円オーバーになっているということで、いわゆる工業立国日本、技術立国日本と言われる、その部分を見ていらっしゃるのかなというふうに思うんです。

しかしながら、以前にもこれは申し上げましたけれども、工業も万全なのかということ、私は決してそうは思わない。ましてや、今西郷においてはコンピューター関連の会社が突出してきているわけですがけれども、その関係の中でいろいろ考えていくときに、いつも頭に引かかるのがISDS条項というのがございまして、この条項について、村長はどのようなお考えなのかなというふうに思うんです。先ほど、ヒラリー・クリントンの話もありましたけれども、あつちは薬の問題でアメリカ内部では国会の中でもめているという話でしたけれども、日本に関してはそういう論議もされないままにどんどんいっちゃっている。一番私が懸念するのは、いわゆる技術立国の日本において、ISDS条項が一番今後これは気になる部分じゃないかなと思うんですけれども、いかががお考えになりますか。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） すみません、今のISDS条項のどの部分というか、もう少しちょっとお話しいただければありがたい。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） いわゆるアメリカ追従型と先ほど申し上げましたよね。アメリカなんていうのは訴訟大国とよく言われていますよね。自分がもし何かあった場合にはすぐ訴えをする、裁判を起す。そういった部分で、連邦裁判所というのはアメリカにあるということで、以前も申し上げましたよね。判決が、アメリカ寄りの判決が出る可能性が強いということで、いわゆる日本の技術に対して訴訟が起こされた場合に、その結果というのはアメリカ寄りの答えになる部分があるんじゃないかと。ということは、日本の経済とか日本優先の考えよりも、アメリカ優先型の考え方につなが

ってしまうのではないか。これは裁判所がたまたまアメリカにあるということで、今アメリカの話をしてはいますが、そういう傾向になってしまうのではないか、その部分が心配ですよということを申し上げているんですけども、その部分についてはどのようなお考えなのか伺います。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今度の批准というか、協定の問題については、多分今言われたところも出てくるやに聞いております。やはりどういう判断において、お互いのほうに寄るのかと、当然これは中立と、ニュートラルな形でということにはなっていますが、言われた懸念がなきにしもあらずという報道もあります。

ただ、今の部分、私はそんなに詳しくはありませんので、なかなかその行方と、先について申し述べることはなかなか難しい内容だというふうに思っております。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 私も十分に詳しいわけじゃない、勉強不足の部分がたくさんございます。ただ、このISDS条項というのは、条項文を読んでいるだけで非常に危険性のあるものだなというふうに心配をすることがございます。ですから、本当にTPPの大筋合意で、このまま進んでいってしまって本当にいいのかなという部分が非常にあるわけです。このことに関しては、国会のほうの判断が今後出てくるかと思えますけれども、そういった中で、先ほど農業のほうのお話がありました。就業効率で7.4%ということでお話がありました。

この西郷において、じゃ、TPPが発動された場合に、大きく影響を受けるのはやはり稲作農家なのかなというふうに思います。今畜産も盛んですけれども、とりあえずは加工乳の（聞き取り不能）な部分が合意ということで、いわゆる影響を大きく受けるのは日本では北海道ではないかというふうに言われています。

そういった中で、この日本全体で考えていった場合に、TPPにおいて農林水産業における影響金額というのは少なく見積もっても1兆円以上だというふうに言われているんです。食品加工の内容としましては、1兆5,000億円以上の影響が出るのではないかと、少なく見積もってですけども、このような影響が出るのではないかとというふうに言われています。

それで、先ほど村長の答弁でありましたように、米が影響を受けるのではないかと、ということで、基盤の強化を早急に国は対応してくれるんじゃないかというような旨のお話でしたけれども、いわゆる国のほうから具体的に何か示されたものというのがありますか。暫定的に流れてきている部分というのはございますか、伺います。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今度の品目をずっと見ていきますと、西郷村は直接具体的にジャガイモとか出ていますよね。おっしゃるとおり、米と畜産というふうに当面見ております。米については、枠が2万トン増えると書かれております。あとは畜産であります。畜産はもちろん、今おただしのとおり北海道は加工、それから本州その他は生乳ということで、畜産振興事業団のような所得補償の中身が牛乳については付いていな

いということでありますので、こういったものをどう守っていくかと。

当面、チーズはカマンベールとかモッツァレラ、あれは現行維持、その他については20年、少し率を下げるとかいうふうに書いてありますが、なかなかやっぱり今畜産はこれまでのことで、この前、新たな西郷村の農業公社といったものの議論を始めようということやっておりますが、やはり初期投資が大変だと。北海道については、バターが足らなくなるほどやめているということがありますので、やはり外国の今の加工のホエーとか、あるいは乳製品ですね、それらについてがやっぱり多くなってくれば、打撃は大きいだろうというふうに思っておりますので、今回そういったことをどう対応していくかと。

それで、具体的に何をするかはまだ出ておりません。今、私が見ておりますのは、自民党の小泉進次郎部会長が1つ出したと、あるいは政府の見解が出ている。しかしながら総花的であります。具体的にはこれからだというふうになっておりますので、いわば今回、臨時国会においてこれが出てくるだろうという期待はありましたが、1月4日以降になったということでありますので、これらについて、関係する部分については相当いろんなことを申し上げていかなければならない。あるいは、県とも共闘するといったことが出てくるだろうというふうに思っております。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 具体的なものは、まだ示されていないということで理解をしたいと思います。

バターの問題とか、畜産の問題とか、いろいろお話がございました。いかにも国内のバターが足りなくなってしまって、ですから、このTPPによって海外から輸入するんだよというお話だと思うんですけども、国が言っている話は。

では、なぜ国内のバターが不足しているんだということですよ、いわゆる業者さんが使う加工用のバターです。その問題というのは、結局は国が進める畜産経営のあり方が間違いがあったから、こういう事態に陥ったと私は理解しているんです。いわゆる大規模で経営しなさいよということを国策でどんどんやると、それに基づいて北海道では多頭経営に入っていった。しかしながら、乳価の問題、問題がいろいろございました。それによって経営が成り立たない、それによって廃業する。あとは牛を淘汰していく、いわゆる殺処分をしていった。お産を経験した牛の、3産とか4産とかを経験した牛をどんどん処分をさせていく、それによって新たな牛も育てなかった。それによって、いわゆる国内で使う加工乳の不足が出てきている。それをこじつけに、私はこのTPPにつなげてきたというふうに理解をしているわけでございます。

お米の問題もそうです。備蓄米の買い上げなどということが、昨日のインターネットあたりで流れてきていますけれども、具体的なものは一切不明なんです。しかしながら、考えてみれば、前年、国の対応によって米価が大幅に下落しましたよね。これはやはり政策の失敗だというふうに私は思います。備蓄米をきちんと確保しない、買い入れもちゃんと行わない、それによって米が大幅に下落につながると。それによって、今年の作付面積が大幅に変わった。さらには家畜用の飼料米のほうに転換されて

いった農家の方が多くなってきている。それを村も推奨して、本当にいいのかということだと思うんです。私はそのことを反対するつもりはございません。しかしながら、稲作農家の方が本当にこのまま減少していってしまう、これによって西郷村の景観が維持できるのかということも心配をするわけです。そのことも、やはり村長には心配していただきたいなというふうに思うんです。考えていただきたいなというふうに思うんです。いわゆる稲作農家の方が、これまでも水路や水田の管理、細かな管理をしていただきました。それによって災害を防ぐところにもつながってきた部分がございます。

それと、先ほど来からずっと申し上げているように、いわゆる地域の育成という部分でも、やはりこれは稲作農家の方を中心に大きく絡んできた部分があるというふうに思うわけであります。水田を管理していく中で、日本は昔からの結というつながりがありますよね、地域集落で。その集落のつながりも希薄化してしまうんじゃないかというふうな部分も心配するわけでございます。ですから、地域の希薄化において、それが進むことによって、いわゆる伝統文化の継承ですら難しくなってくるのではないかと考えるところもございます。これは日本古来の考え方だと思うんですよね。いわゆる豊作を祈願して春にお祭りをやる、秋には収穫に感謝してお祭りをやる、こういったものまで全て崩れていってしまう。それによって、その地域が全て崩れていってしまうんじゃないかと、それで本当にいいのかということを考えていると思うんです。そういったことも踏まえて、村長にはこのT P Pの問題についての判断をしていただきたいなというふうに思うんですよ。

それと、バターの問題にまた戻りますけれども、いわゆる輸入すればいいよみたいな話もございます。それはそうですね、価格が安いものがどんどん入ってくるわけですよ。しかしながら、この裏には日本では認めていない家畜の成長ホルモン剤を使っている可能性があると言われております。これが人体にどのような影響を及ぼすかわからない。そして、さらにはポストハーベストということで、いわゆるカビを防ぐための防カビ剤を使用しているという話もございます。そして、遺伝子組み換えの大豆の問題、いろんな問題がございます。それに伴って、いわゆる食の安全が崩壊してしまう。さらには日本の食文化も壊れていってしまうのではないかと考えられるわけであります。

ですから、私は村長の先ほどの答弁にあったように、どちらかという賛成だと、この考えは撤回をしていただいて反対すべきではないかと考えますけれども、いかがですか。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今、この原風景を壊す、あるいは農業がうまく立ち行かなくなる、そういったことはもちろん議員言っているところ、同じでありますので、ただ撤回はなかなかできないと思います。

これまで、戦前、戦後を通じて我々の先輩方は、やっぱり食料、銀シャリを食べたい、この一辺倒で新農村建設運動を昭和30年代から来て、そして戦後は自作農創設

維持法によって個人的な土地の取得がなされたと。それにずっと営々と努力をして、区画整理事業もやってきたし、土地改良事業もダムもやってきたと。それで昭和四十四、五年から、どうも米を食べなくなってきたというか、余ってきた。その後の経過があってという米の問題があります。

ただ、当然、今言われた人のつながりによってできてきたわけでありますので、今後の行く末については、言ったとおり、そういった懸念はなきにしもあらず。それをどう、では、事前に対応していくのかということが大問題になります。今の細かな制度、地域水田維持のためのいろんな方策がなされておりますが、これとTPPとの関係、どう絡み合っ、どう対応していくのかということについては十分注意してやっていきたいというふうに思っております。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 考えは撤回はしないということで答弁をいただいているわけですが、最後にもう一つだけ申し上げたいなと思って、今質問したいと思えます。

米を食べなくなってきたということで、米の消費量の話が出ましたけれども、これもマスコミを通じての、いわゆるそういう風潮をつくり出してくる、そういうものではないかなというふうに思うんですよ。そのことも踏まえて、もう繰り返しになりますけれども、私は西郷村の地域経済、農業、あらゆる分野に関して、そしてさらには教育に関して、決していい影響を及ぼさないであろうTPPに対しては、批准手続に対して西郷村長として反対をすべきであるというふうに申し上げて、私の質問を終わりたいと思えます。

以上です。

○議長（白岩征治君） 答弁はどうしますか。

○11番（上田秀人君） いいです。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君の一般質問は終わりました。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） これより午後1時まで休憩いたします。

（午前11時58分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

続いて、通告第3、14番大石雪雄君の一般質問を許します。大石雪雄君。

◇ 14番 大石雪雄君

1. 一般行政について

○ 14番（大石雪雄君） 14番、通告順に従いまして、一般質問を始めたいと思います。

通告の内容であります。一般行政についてということで、村の人口が約2万人を達成したということですが、あと少数でありますけれども、2万人で、これによしと納得するのか、または通過点の一端であって、今後さらに人口を増すように努力していくんだという考えなのか、最初にお聞きしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 14番大石議員の一般質問にお答えいたします。

人口2万人の声が聞こえたと。総合計画では2028年に2万200人と、こういうふうに書いてあります。今年の国勢調査において、これが達成されるという可能性が出てきました。これもひとえに皆様のお力だというふうに思っております。

人が増えるというのはどういうことと、いろいろ考えましたときに、今や人口は、日本自体がもう既に2009年から人口減少に入ってきた。自然減は顕著でありますね。こういったことを考えて、増田レポートが出るような状況から見ますと、西郷村においては人口が増えているといったことは、やっぱりいかなる意味があるのかということのを改めて考える時期だというふうに思っております。

2万人に達成できた、減るよりは増えたほうがいい。それで、やっぱりその次はというふうになりますので、今般そうはいつでも、西郷村においても日本における社会減少が全然当てはまらないというわけにはいかんだろうと、社会増はあっても自然減は出てくるだろうといったこともありますので、なるべく人口が減ったり、元気がなくなるといったことのないような目標を立てていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○ 14番（大石雪雄君） 国調で2万人はほぼ達成するだろうと。そういう中で、平成28年度には大体2万200人を見込んでいたということで、10年を見据えた総合振興計画の中での達成度はほぼ見えたんだと、そのように思っております。

なぜ、西郷村は人口が増えるのかということ、私なりに考えれば、安心・安全な村だと、雇用の場がある、新幹線がある、インターチェンジがある、もろもろ立地条件、そして雇用ということが生かされて増えてきているのかなと、そのようにも思っております。

そんな中で、第三次総合振興計画の質問に入っていくわけですが、この最後のページに中学生の調査について出ているわけですね。そんな中で、住居環境に関する特徴の変化ということで、西郷村に今後住みたいですかということ聞いてところ、34%だと。さらには、できれば住みたくないという方が19%、平成16年にはいらっしゃったということですね。そうすると、何年生を対象に調整したのかは定かではありませんけれども、この子たちが例えば中学3年生だとすれば、今24歳くらい、中学3年生で24歳という中で、一体どれくらいの人村に住んでいるのかなと、そ

のように思っております。

さらには、自分が村長になった場合の実現課題ということで、自由意見の抜粋ということで、道路環境の整備（安全面に配慮した歩道、街灯などの整備）、そして文化教育施設の整備、図書館、公園の整備、安全で安心した快適な生活ができる社会基盤の整備ということで示されております。さらに、一般の村民の方から聞くと、道路交通に関する安全確保に関する要望（街灯の設置、歩道・通学路の整備）と、文化教育施設の整備（図書館の整備）ということで、一般村民の方も中学生の調査も大体似通った内容で示されております。

そういう観点から言って、村長はこのアンケートに接した部分をごらんになっているか、ならないかわかりませんが、まず最初に安全面に対する配慮、そして街灯、さらには歩道、完全なものになってきていると思うのかどうか、1点目にお聞きしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 中学生のアンケート、34%が住み続けたい、19%がほかで仕事をしたい。若いうちはそうですね、やっぱり世界に雄飛するという自信と意欲を持つというのが中学生時代というふうに思っております。これが全部西郷村にいたいと言えば最高ですが、外に行きたい人もいてもいいというふうに思います。当然、それはなし得る体力、知力、気力、全ての自信があるという世代だというふうに思いますので、これについてはいろいろ議論は分かりますが、それはそれでいいというふうに思います。

そこで、では、何に関心がありますかと、今の安全・安心からという話がありましたね。これは本当に、まず人が生きるための一番のことは、まず自分のことだろうと思います。自分のことで一番というのは、まずは健康ですね。健康でなければ何も始まらないというふうに、まず思います。その次にというふうになりますと、やはり自分のこと、家族のこと、あるいは地域社会のことと、身近にお世話になったり、気にかかる場所もあります。同時にというふうになりますと、それをなし得るための社会基盤ということがあって、それが物理的にといった場合は、今の街路灯とか、あるいは歩道とか、具体的にそうなりますよね。

もう一つは、やっぱり犯罪の抑止等については警察力、あるいは消防力、そういったものが常にあって、それは社会的な雰囲気として手にするものだというふうに思っております。それは、みずから健康であれば、その部分に対しても消防団員になったり、あるいはいろんなボランティアをやったりということになりますので、そういったことにおいて、今の西郷村がある。子ども見守り隊がいち早く福島県でも先端を切ってきたということの結果においては、非常に今は美しい状況になっているというふうに思います。

ただ、では、整備率はというふうに今問われました。この西郷村の姿形を見て、大規模ハウスメーカーからLEDの寄贈があったり、あるいは歩道の拡幅の県道については県に対してもお願いする、あるいは村道についても補助事業を獲得してやってい

く。国道についてもいろいろ陳情をやってということではありますが、事はひとつ、予算に関しては一挙にできないところがありますが、皆様のお力によってここまでできているということはいずれの状況にあると。ただ、引き続き努力は必要だろうというふうに思っております。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） ただいま村長から答弁をいただきました。

私とすれば、中学生の皆さんが100%くらい村に残りたいんだと、これは村民の中学生のアンケートから見れば、多分に不服のあるところがあると思うんですね、村に。細かく出ているんですが、それに対処していくということは、村も予算面もあるし、大変な点もあるかなと思うんですが、少年よ大志を抱けではなくて、村長が言うように世界に羽ばたけということも1つかと思うんですが、子どもがこの村に満足できないということは、親だって満足していないと思うんですね、多分に。親に似てきますからね。そういう意味でもうちょっと、せっかく出てきた10年の計である振興計画をもう一度見直していかなくてはならないのかなと、そのようにも思います。

そんな中で、今答弁の1つに街路灯があったと。今年度は街路灯の予算が補正までつかなかったということで、村長サイドでは何か苦慮しているのかなとも考えております。街路灯のいきさつについて、私も議員生活長いものですからちょっと話したいんですが、当初は行政が全部電気代を持っていたと。そして次には、公共施設だけは行政が予算を持って、そして地域のは地域で予算を持ってくださいと。そのかわり付けるもの、ハード面については村がやりますよという形で、前村長が退任近くになって全世帯がもう村で持つという形をとってきているいきさつがあります。もちろん村長も、収入役から村長になられた方ですから、私がここで言うまでもなく、ご存じだと思っております。

そういう観点からいくと、通学路、俗に言う公の子どもたちが集まる学校ですね。例えば小田倉小学校を見ますと、かなり学校周辺の歩道が街路灯が少ないという感じがしております。というのは、空き家があったり、アパートが今度できる場所があったりということで、もう一度、公共施設に面する1キロ範囲内くらいを再点検して、そしてやっていく必要があるのではないかなと。

強いて言えば、その街路灯の件については、当時、高野学校教育課長がまだ役職がつかないかついたころに、南中を一緒に見てきているんです。村長にもお話ししたように、大部分がもう街路灯がついて、歩道が見やすいという形で建設課がやっているということも、高野さんに市のほうに聞いてもらったら、そういう観点で出てくると。そういうところを参考にしながら、村長にはぜひ今後ともご検討をお願いしたいと、そのようにも思っております。

さらに道路なんですけど、通学路で最近事故があって、4号線と広域農道と、あとはふるさと道路ですか、今は何号線になるのかわからないが、村道に維持管理を任せられた道路と、4号線に付随するカーブのところですね、大変危険な場所です。中学生が何か事故に巻き込まれたという話を聞いております。以前からあの場所につい

ては大変危険な場所じゃないかということでお話ししていたんですが、交通安全対策協議会のほうで検討に入るとのことなので、なかなか思うようにいかない。あとは、大清水の手前の交差点ですか、荒井魚屋さんの前とその先と、カラーで歩道がある。そういう場所が目に見えてあるわけですね。まして、幼い子どもが連れ去られたり、さらには交通事故に遭って障害、身体が不能になるようなことがあったのではどうなのかと思うんですが、村長はそういうものの指示は出しているのかどうかですね、危険な箇所があるのかどうかを村長自身が知っているのかどうか、ここで伺いたいと思います。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 知っております。私は交対協の会長で、春、夏、秋、交通安全週間、それから見守り隊、あるいは青パト、あるいは学校、警察、消防、それから婦人の皆様方ありますね。団体との常に協議をして、同時にこれは関係する、教育委員会も建設部局も皆入っておりますので、今の話については知っております。

それで、それをどうするかについても、もちろん協議をしてやっておりますので。しかし、なかなかうまくいかないところもありますね、やっぱり用地の問題とか。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 今、村長が、なかなかうまくいかないものがあるというお話がありました。それは用地の問題、対村民との問題ともどもあると思います。

そういう中で、第三次総合振興計画の中で「共生と協働でつくる「さわやか高原都市」にしごう」と掲げていますよね。この共生ってどういう意味なんだと。恐らく私が考えることは、全ての方、村民、そして村長をはじめ役職の方々ともに生きていこうという意味だと私は解釈しています。

それで、この振興計画ができ上がると同時に、平成18年の西郷村議会で議案として上がっているんですよね。そのときに私は、村民の方全員にこれを配らないと、村民の方に理解できませんよという質疑をしております。それで答弁は、枚数も大変だし、広報紙で流そうということで私は理解しております。ですが、今この振興計画ができて8年、9年目という段階で、何かの形でこの辺でおさらいをして、そして第四次振興計画にも入っていくと思うんですが、しておくべきではないかなと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） レビューと、それから広報の問題についてはそのとおりだと思います。やはり共生と協働、協働は行政がなし得ないもので、隙間があるものについては住民の皆さんとやりましょうと。

それで、これが全部できるのは税金がうんと上がってからだというふうになります。日本は北欧とかほかの国と違いますので、ある程度やっぱりボランティアとか、そういった部分を発動しないと解決できない部分がありますね。それらをやはりご理解と、それから実践をするといった場合は、同じ歩調で、同じ考えでということが必要になりますので、今言われたものについてはそのとおり理解をさせていただいて手を

組もうということが必要だというふうに思っております。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 村長が言うように、村民の方に理解していただければ、何かといい方向に向かうのではないかなと、そのように思います。

連れ去られそうになっても、空き家が通学路に多くなっちゃって駆け込むところもないという状態で、そんな事態ばかりでは安心・安全どころじゃないと。もう既に、近くの市町村というか実際にそういう事件も起きているということは、もう男女問わず危険性がある中ですから、やはり村民の方々に大いに理解していただいて、それも1つの総合振興計画なのかなと、そのように思っております。

さらに、西郷村民憲章ってありますよね。村長、全部言えますか。私もしばらく忘れていて、この総合振興計画をめぐって、憲章は大事なものなんだと。条例の中のトップのほうにちゃんとうたわれているんだなというときに、やはりこの村民憲章は本当に大事なものであるもんだから、もうちょっと広報にしごうに、表面というか一番表に、小さくてもいいから何度となく載せて思いを一つにすると、憲章はそういうものだと思うんですね。思いを一つにしていこうということで載せていただきたいなと、そのように思います。さらに、この前、村の花と鳥と木を村民の人に聞きました。これもわからない人が大部分ですね。やはり村に生まれてよかったなという以上は、この辺くらいは知っておかなきゃならないなと、そのようにも思っております。

そういう中で、いろいろ質問が進んでいっているわけですが、このような第三次総合振興計画の中に、評価を出しなさいとあるんですね。基本構想、そして基本計画、実施計画、そして予算を組んで、実行して、計画をして評価をするというふうに、流れを管理しなさいと書いてあるんです。村長は、何か管理した覚えはありますか。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 行政の地方公務員としての最初の研修に出てきます。PDACサイクル、プラン、ドゥ、アクション、チェック。それがやっぱりやらないとだめだと。これは皆さん、おやりになっていて同じです、会社でもどこでも。結局、今より明日はよくしようという全ての項目がそういうほうに向けて、そして少しでも早く到達したいという意欲を持って取り組むというふうになりますので、なるべく無駄がないとか、時間を短縮するとか、あるいはアウトプットが、やっぱり喜ぶ人が拍手が大きいとかというふうにならなければだめですね。

今言われたとおり、では、どういうふうにはかるのかと。アンケート等があります、現状と課題、それから目指すべき方向にうまくいっているのかということにおいて、随時やっているわけでありませう。

今回、地方創生についてもいろいろこの前ご説明しましたが、随時いろんな指標についてアンケートをとったり、あるいは優位性から言って、しっかり調査にいかない場合は抽出になると。抽出も、多段無階層でいくといった場合の優位性のリスクがありますよね。そういったことをとったり、あるいは具体的に今の中学生のような、この部分を特定するという部分もあります。そういうことにおいて、なるべくさっき言

われたとおり、西郷村に住む人が100人、100%になればいいということが出てくればいいわけですね。

ただ、これは今度をもっと細かく聞く必要があります。現状を肯定しつつ、さらなるほかで仕事をしたいですとか、私は国連職員になりたいとかいった場合には西郷村にいるわけじゃないですね。そういったこともありますので、では、その評価をより細かくして行って、そして本当の意向といたしますか、そういったことを捉えていく必要があるだろうと。

一番わかりやすいのは、地域において区会があったり、いろんな随時の話もありますね。そういったことが多層的に積み重なって一つの流れといったものを形成するのではないかということをおっしゃっているところでもあります。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） またもとの質問に入っちゃいそうな感じがするんですが、中学生の時代で、私は村に住みたくないなんていうのは、もう私には考えられないですよ。私としては、新幹線の新白河駅があつて、さらにはインターチェンジがあつて、イオンというマーケットがあつて、こんな便利のいい村はないですね。ですから、住みたくないのは個人の勝手だけれども、行政は、先ほども言ったように誰もが住みたい村にしなきゃならないんじゃないかなど。それは私にも責任もあるし、関係する方々に責任があるんじゃないかなど、私はそう思っているわけでありまして。

そんな中で、別な質問に入っていくわけですが、表面の村長の挨拶の中で、行政課題があつて、さらには行政改革、さらに地方分権、市町村合併などの騒ぎのある年だったということなので、まず行政改革について村長にお伺いするとともに、今後機構改革をやっていくのかどうか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 行革も地方公務員、あるいは地方自治においては当然のことです。これは当然継続します。これ自体は、やはり自治、あるいは行政は、これは自然と肥大化するという法則があります。パーキンソンの法則ありますね、地方自治の解説の中に。それは、慣れ、だれ、崩れといったものが出てきますので、これはやっぱりスキルアップをする必要があるということで、1つは意識改革です。

もう一つは、言われたとおりに機構改革といったものがあつて、それは時々のニーズが、基本的に戦後の地方自治のみならず、現代は非常にニーズの多様化、あるいは広まっているということがありますので、これはこれで新たなツール立てといたしますか、やはりコンピューター導入とか、あるいは情報の拡大とか、あるいは光ケーブルとか、いろんなことの施策を講じてきました。

こういうことの中において、最終的にはフェース・ツー・フェースで人との関係になりますので、個人と個人がいかに信頼性を高めて、そして満足できる施策を理解してやっていくかということになるわけでありまして、やはり機構も当然必要だと思いますが、当面、今のところ放射能対策に最大限の力、軸足を置いているわけでありまして。早くこれを解消して、今の優秀な人材を各課にまた再配置して、そしてリセッ

トするということも必要だろうという考え方を今しているわけであります。なるべく早く放射能呪縛から脱却したいという意欲を持っているところであります。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 議員は、村長が今は何年ですかね、3期3年ちょっとぐらいになるんですかね、6名減っているんですよね。村長としての任期中、会期またいで任期中に6名減になっているんです、議員ね。その内容というものは財政が厳しいからだ、財政が厳しいから議員定数は減っているんだと、大いに議員定数削減の1つだとは思いますが。先ほど、どなたか議員が言ったように私も研修に行って、議員定数は減らすと、ほかも減っているんですね。とにかく減っているんです。そういうふうに、行政もやるから議員も減らそうと。

じゃ、昨今で郡内の町が定数削減することによって生じて、機構改革をしますよね、今度は。村長ご存じですよ、矢吹町。2つの課が減りますよね。新聞紙上に出ているので村長ご存じかと思ったんですが、やはり村民が泣くような、職員が泣くような、そういうことはしないほうがいいとは思いますが、議員は泣いている人いるんですね、やりたかったのにと。それも選挙で選ばれるわけですから、この場で村長、どうなんだとは言えないんですが、そういうことがやはりあるんだということをお知らせしたいなど。

ですから、ましてや、先だつての全員協議会で地方創生で出て、何十年か後には1万7,000人になるんだと、なるだろうと、減って当たり前だという感じじゃなくて、やはり今日から組織づくり、それも行革の1つだと思えるんですね。顔を減らさなくても、今日から組織づくりをしていくということが大事なのかなと私は思うんですね。

今、村長のほうから、平成23年3月11日の大震災の結果、東京電力の原発が爆発して、除染が大部分行われているという中で、確かに先行するものはあると思います。生命と財産と生活を守るのが行政だという観点に立てば、村長の考えは間違っていないと私は思っております。ですが、平成10年8月11日には大水害が起きましたよね。当時は村長じゃなくて、村長は収入役か何かで在籍していたかなとも思うし、いなかったのかなとも思いますけれども、（不規則発言あり）平成10年です、8.27。いなかった。そのときにも村長は執行者として違っていたと。山を崩して羽太に、生徒数が少なくなるからそこにグリーンタウンをつくらうということで、1つのまちづくりに似たような構想も出ているということで、確かに放射能は何とかしなきゃならない案件なんです、放射能対策課があるんですから、やはりほかの課にある程度の指示を出して進めるものを進めないと、この総合振興計画の中身を見た限りでは何もやってないんじゃないかという感じをするんですが、村長が総合振興計画を見る限りでは何点くらいになりますか。その辺、答弁できますか。できないとすれば、いいです。

そういうことで、次に入りたいと思います。

企業誘致ですね。今、雇用の場が欲しいということがかなりアンケートの中には、

村民の方と中学生の間にもあります。特に村民の方には——そういうことでありまして、村長はどのような考えで、これは企業誘致を考えていますか。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） どのような考えでということですので、この前、全員協議会の中でも地方創生のやり方ということでもちょっとお答えしましたですね。この総合計画の内側にあって、そして戦略的なことをやっていくと。これまで放射能対策は全力投球してきました。これは村民の期待が一番高く、そして早くやれということがひしひしとわかったからであります。

これまで座談会をいろいろやってきましたが、あれほどの出席率、例えば米小学校の体育館に行ったときは、もう出席率は99%でしたね。全てがおいでになった。そしてたった1つ、質問も何も出ませんでした。たった1つ出たのが、いつ始まって、いつ終わるのかということだけでした。要するに、そういった意味での行政の目標が出たということについては、今、そのとおりにやっておりますが、言われたとおりに、いつまでもそれをやっている、本来のところに立ち返ることができないんじゃないかという話が出てきております。当然の話です。

今度の地方創生の戦略は、やっぱり今の総合計画にありますように、我がふるさとをよしとして、さらに磨きをかけていきたいと思いますということをなし得るのが人だと。人に全ては帰結すると、人がどういった人生行動をとっていくのか。1つはやはり健康であること、先ほど申し上げたとおり。2番目は経済的な自立ということ。ちゃんとした仕事があって、そして経済が安定している。その次には、やっぱり健康、医療、介護、当然それをなし得る子どもたちの教育、人材育成、あるいは伝統、そういったものについて、やっぱり内の中では考えているわけであります。

そうするならば、まず1つは、いろんな今までの我々は学んできました。例えば、山田洋次監督の「家族」がありましたね。筑豊炭鉱が閉山になって北海道に移って、それはたった1つ、新しい仕事を手にするための冒険であると。その中にはいろんな病気の問題とか、あるいは老人の問題とか、いろんな問題がかかわっていました。ああいうことが多分、同じ家族の中にはあるだろうと、日常の問題として。それをやっぱり1つずつ解決する方策を手を打つということだと思います。1つはやっぱり雇用の問題でありますので、今ある西郷村の世界最先端のこういった企業がうまく動けばいいと。いつも日経新聞読んでいます、いろんないい話が出てますね。我が村にある産業と直結する話題がいっぱい出てきます。喜んで見えています。具体的にはこの前、竣工式があったところもありますね。

当然、その次には裾野がありますので、やっぱり福島県の企業立地補助金、そういったものを受けて増設をしている。当然子どもの、あるいは新規雇用を増やしていくということもあるわけであります。そして、今あるものについては、やはり無担保、無保証の貸し出しについての資金の融資もしている。いろんなことありますが、こればかりはまだまだ足りないと思います。やっぱり人は第1次産業から第3次まで、自分の能力と意欲に応じて、そして西郷村のみならず全世界に羽ばたいていくわけで

ありますので、これらを西郷村でどうするか、あるいは西白河郡通勤圏内でどうするか、いろんなことを連携しながら手を打っていく必要があるだろうと、そういうことで今やっているところでございます。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 村長の企業誘致に対する考え方ということは、長久保の工業団地が早く立地してもらえればいいなど、私もそう思っています。あれを以前の企業に渡す前には、村は損失しながら渡しているんですよね、あれは。何億でしたか、随分損失して億単位の金額で渡しているんですよね。立地すれば、宝酒造ができれば、税収が増えるからということで、付け替え道路か何かは全然お金とっていないと思っております。

そういう中で、村長の考えも一理あるんですが、もう大企業ですから、大企業を信頼して別角度から、今の国の制度に見合ったものを取り入れる感じから言って、企業も立地しやすい状況なんですよ。というのは、もう数年前から緊急雇用立地補助金といって、国が、新しい会社を建てる場合には、国から7割からの補助が出るんですよね、6割か7割の。そういう補助金を活用して出てくる場合には、相当企業誘致できるのではないかなという感じはしているんですよね。もちろん村の企業もこの制度を利用してやっているところもあると思います。ですから、ぜひとも情報を先取りしてやってもらえればいいなと思うんですが。

また、さらに最近、民主党から自民党に政権が移って、ラジオを聞くときまなくいろんなところに口出しているんですよね。口出していると言ったらおかしいけれども、それも地方分権の1つかもわからないんですが、農作物は寒いところはこういうのをつくれよ、暖かいところはこういうのがいいよとか、それこそ携帯電話だけじゃなくいろいろなものがラジオから流れてくると。ですから、情報の先取りをしないと、やはり遅れていくのかなという感じがするんですよね。まして、私は得た村民は外に行ってほしくない、あと10年、20年後に1万7,000人になるなんてとんでもないんだと、まずその観点から立つと、雇用の場所があるのが最高なのかなと。

そういうことで、先ほど質問する中でちょっとまごついたところがあるんで、再度お話ししたいと思うんですが、住みよい村の条件ということで、平成16年度、村民からのやつですね。平成8年度からすると随分変わっているんですが、1番目に事故、犯罪、災害のない安心環境の整備。2番目に医療機関や保健福祉制度の整備。3番目、雇用の場の確保。4番目教育施設環境の整備。5番目、道路の通行の整備ですか。6、日常生活の利便性を高めるということで、住みよい村のためだと、これを考えながら第三次総合振興計画では間に合わない場合には、ぜひまたアンケートをとりながら、第四次総合振興計画に足してほしいなど、そのように思っております。

さらにお伺いするんですが、合併しない村ということで宣言して、それなりに村はその方向で向かってきて、それなりにいろいろなことをやっていますが、村長は若かりしころは合併についてはいろいろ村長自身の理論を持っていたようなんですが、今時点はどのようにお考えなのかお伺いしたいなど、そのように思います。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 合併は今のところ、多分このままだろうという気がいたします。

それで、かつてどういった動きかと。これは歴史的なものでありますので、やはりご存じの部分いっぱいありますよね。江戸時代の末期は7万人あって、明治の町村合併のときは2万人弱になったと。それから戦後二十四、五年から30年までは、市町村合併促進法ができた。今度は平成十五、六年から第何回目の合併だということがあって、これはやっぱり譲歩、あるいは岐路、あるいは人としての動ける範囲の広さ、あるいは財政力、あるいは文献、いろんなことが絡み合ってきたわけです。このいろんな意向をトータルして結論を出したのが、西郷村は現状でいいという議会の決議であったということですね。

それで、私はどうなのかということですが、前もどこかで話をしたかもしれませんが、やっぱり地方自治体自治制度といったものは、まだまだ法律はそんなに変わっていません。それから最終的に日本国民がどのようないい人生を送れるかということを中心に、今の国家計画、県計画、市町村計画になっていますので、これをどうすれば機能的にとか、あるいは大きくなればもっと安定だとか、国保の問題とかいろんな問題、今、県ベースとか国ベースとか、あるいは逆に市町村でやったほうがいいとか、いろんな行ったり来たりが地方分権の中にありますね。

これを考えたときに、1つはやっぱり財政論の話が出てくるだろうと思っています。現在の経済状況が平坦なのか、あるいはもう少し向上するのか、下がるのか、あるいはもっと別な波が来るのかといったときに、1つは安定的な今のことである国民のどうか、年金のことですよね、安定的にできるのかなど。（不規則発言あり）そういったことがあって、時の状況がもう少しあるとするならば、やっぱりそのときそのとき、ひとつ今言っているように道州制みたいなものがあるのか。ただ、町村会は道州制反対です。

それから、それ以降の合併等についてはまた別な、一時期は合併促進法は収束したと見ていますので、この次の外部的な条件といったものが出てくる可能性があるということだけは申し上げておきたいと思います。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 結論的な話をしますと、村長は自信を持って自分のやりたいことをやっていかないと、村長は何に向かっているのかなというのが、私、理解できないんです。何を目玉にしてやっていくんだと、合併する考えがあるなら合併に向かっただけいいと思うんです、何もしないでも。でしょう。だから、西郷村を立件していくんだという考えで、もうちょっと強い執行者の力を発揮しないと、私も3代の村長に使われていますが、1代目は企業誘致で一生懸命やったでしょう、2代目は学校をそれぞれつくった。それで、村長は何をやりたいんだと、城をつくらないのかという考えもあります。下條村に負けないように、ひとつやってください。（不規則発言あり）

あともう少しあるんですね、これは2時までということ。まちづくりについてな

んです。あと10分くらいやります。

まちづくりについてですが、本当に諦め半分に考えているのかなというのが東京にしごう会の会報なんです。「どうして町にならないの」と書いてあるんですが、ちょっと眼鏡を持ってこないものだから村長に読んでもらいたいんですけども、西郷村には中心市街地と言える区域はありませんと、この言葉なんです。なかつたらつくつたらいいべって思わないですか、村長。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） いいご提言いただいて、ありがとうございます。

さっきどういう方向でいくんだという方向でいる場合は、（不規則発言あり）2時までしゃべるから。1つは目玉もいいんですが、それはそれでやっていきたいと思えます。

それで、やっぱり村民の家計が、本当に部分が一番必要としているのかということを見ているわけです。そのためとなると、ここを突出してというのにも必要でしょうが、全体的なバランス、総合力ですね。西郷村がなぜ人口が増えているのですかということ問われて答えたときに、やっぱり西郷は総合力じゃないですかというふうにお答えする人がいます。どういうところが総合なんだろうと。国立公園があつて、新幹線があつて、それから中心市街地はないと言いながら、やっぱり都市の機能は白河と連携しているわけです。白河にないものが西郷村というのは、やっぱり製造業の拠点であつたり、国立公園であつたり、これは都市の競争を見ますと、たかだか6万人の都市ではない。やっぱり都市というのは30万人なければだめですよ。そういったことの機能分担とかいろいろ見ていく必要があるというふうに思っております。ですから、西郷村の寄与する、分担する部分についてはやっぱりちゃんと見ていると思えます。

その中の、では、役場の市街地のポイントとは何だというふうになりますので、やっぱり前から言っているとおり防災拠点、機能の集約、文教、それから官公庁施設といった機能を集約したり、それがだんだん広がっていくということになります。今は、そこに集中しますと財政論になります。財政は、やっぱり片方やれば片方が立たないということではだめ。やっぱりバランスをもって、村民全部の意向に一番近い部分を選択するというふうになりますので、そういったことを念頭に置いて今やっているわけでありまして、拠点もつくっていききたいというふうに思えます。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 再度質問させていただきます。

村長の考え方は、そういうふうな考え方で来ているのかなと、そのようにも思えます。ですが、私は違う。やはり役場あるところは中央なんです。中央くらいはもうちょっと住宅地域を増やして、もちろんこの辺は住宅地域だと思うんですが、まちづくりはできると思えます。そんなにお金をかけなくても。例えば、歩道を地場産品である白河石に置きかえる、道路はアスファルトだけが道路じゃない。じゃ、小川がなかつたら小川をつくるかと、水と緑の都市西郷村で、庁舎を見たって水一つない

と、緑もばらばらだと。それではやっぱり町構成できないですよ。祭りもない、イベントといえば生涯学習課でやるだけしかない、これでは住民もばらばらになっちゃうんですよ、やっぱり。

そういうところから考えると、やはり村民ニーズに応えた村づくりのために第三次総合振興計画があるんだという建前からいけば、まちづくりをして、すぐそばに何か大きな店ができるそうですし、やればできるんじゃないですか、村長。銀行もあるんだし。あとはせめて病院でもあれば、それでもう最高の町構成になるんじゃないですか。

私、自負しているんですけども、この辺の電気は全部地下埋設にして、石は白河石の地場産品にして、水路を通して、それくらいのいちじるしいもの村長、つくってみたらどうですか。村長、よくやったなという感じのやつをひとつお願いして、質問を終わります。

○議長（白岩征治君） 答弁は。

○14番（大石雪雄君） いいです。課題のほうがいいか。ありがとうございました。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（白岩征治君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

明日12月8日は定刻から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後1時55分）

